

第3次鎌倉市総合計画

次期基本計画

最終案

平成 25 年9月

鎌倉市

目次

総合計画見直しの背景	1
基本構想一部修正及び次期基本計画の前倒し	2
計画の構成と期間	2
第1編 第3次鎌倉市総合計画 基本構想	4
第1章 基本理念	5
第2章 将来都市像と将来目標	6
第3章 基本構想の基礎的な指標	9
第4章 基本構想の実現に向けて	10
第2編 第3期基本計画の概要	12
第1章 基礎条件	13
1. 人口	13
2. 土地利用	15
3. 環境	17
第2章 計画の推進に向けた考え方	19
1. 市民自治	20
2. 行財政運営	22
3. 防災・減災	24
4. 歴史的遺産と共生するまちづくり～世界遺産のあるまちをめざして～	27
第3章 第3期基本計画の施策体系	30
1. 体系の見方	30
2. 体系図	31
第3編 第3期基本計画 施策の方針	34
序章 施策の展開に向けて	35
第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	36
(1) ① 平和推進事業の充実	37
(2) ① 人権施策の充実	39
(3) ① 多文化共生社会の推進	41
第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	44
(1) ① 歴史的風土の保存	45
(1) ② 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用	47
(1) ③ 文化財の保存、調査・研究、情報の充実	49
(2) ① 文化活動の支援・推進	51

第3章 都市環境を保全・創造するまち	54
（1）① 緑の保全等	55
（1）② 都市公園等の整備・管理	57
（2）① 良好な都市景観形成事業の推進	59
（3）① 3Rの推進・ごみの適正処理	61
（3）② 環境汚染の防止	63
（3）③ まちの美化	65
（3）④ 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	67
（3）⑤ 野生鳥獣等への対応	69
（3）⑥ 海浜の環境保全	71
第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	74
（1）① 地域生活の支援サービス	75
（1）② 市民の健康と安心づくりの推進	77
（2）① すべての子育て家庭への支援	79
（2）② 子育て支援施設の整備	81
（3）① 安全・安心で開かれた学校づくり	83
（3）② 教育内容・教育環境の充実	85
（3）③ 学校施設の整備	87
（4）① 青少年の育成・支援	89
（5）① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用	91
（5）② 学習環境の整備・充実	93
（6）① 市民スポーツ・レクリエーションの推進	95
（6）② スポーツ施設の整備	97
第5章 安全で快適な生活が送れるまち	100
（1）① 地震対策・風水害対策の充実	101
（1）② 危機管理対策	105
（1）③ 消防機能の整備・充実	107
（1）④ 防犯活動の充実・強化	109
（2）① 市街地整備の推進	111
（3）① 道路・交通体系の検討	115
（3）② 交通安全意識の高揚	117
（3）③ 駐輪対策の推進	119
（3）④ 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進	121
（4）① 道路・橋りょうの整備・維持管理	123
（5）① 鎌倉らしい住まいづくり	125
（6）① 下水道の整備・管理	127
（6）② 水辺環境の整備・創出・管理	129
（6）③ 下水道資源の有効利用	131

第6章 活力ある暮らしやすいまち	134
（1）① 農業・漁業の振興	135
（1）② 商工業振興の充実	139
（2）① 観光都市としての質の向上	141
（2）② 安全で快適な観光空間の整備	143
（2）③ 地域が一体となった観光振興の推進	145
（3）① 雇用支援の充実	147
（3）② 働く環境の充実	149
（3）③ 技能振興の充実	151
（4）① 消費者施策の推進	153

参考資料	156
1. 付属資料	157
2. 第3期基本計画の策定過程	177
3. 根拠法令等	211

総合計画見直しの背景

第3次鎌倉市総合計画は、平成8（1996）年3月に策定され、平成37（2025）年度までの基本構想、平成27（2015）年度までの基本計画を定めています。本市では、基本構想に掲げた将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向けた市政運営を進めてきました。

現行基本計画は、人口減少社会の到来、右肩上がりの経済の終焉といった社会経済状況の下、新しい時代の社会変化に対応した「元気で輝く鎌倉」をつくるための計画として平成18年に策定し、これまでに前期・中期・後期の3期の実施計画に取り組んできました。

しかし、本市は、以下のような新たな課題に直面しています。

1 大幅な財源不足と厳しい財政見通し

平成24（2012）年度にスタートした第2期基本計画後期実施計画では、景気低迷により市の歳入の根幹を成す市税収入に大きな改善が見込めないなか、第2期基本計画中期実施計画からの継続事業に新たな事業が加わったことにより、計画規模が拡大し、大きな財源不足（4年間で107億円の不足）が生じる結果となりました。

表1 計画自由財源と後期実施計画推計事業費（一般会計）（単位：億円）

	推 計 期 間				合 計
	H24	H25	H26	H27	
実施計画に充当可能な財源（計画自由財源）①	21.6	16.1	9.3	27.1	74.1
後期実施計画事業費（一般財源）②	37.5	49.6	52.6	41.1	180.9
財源不足額 ③=①-②	▲15.9	▲33.5	▲43.3	▲14.0	▲106.8

*端数計算の関係上、「合計」欄の数値に不一致が生じています。

2 公共施設の老朽化

本市では、昭和30年代から40年代にかけて大規模な宅地開発が行われ、集中的な人口増加とともに公共建築物やインフラ（道路、橋りょう、下水道など）の公共施設の整備が行われてきました。全国的にみても、本市の公共施設は老朽化が進行しており、今後は、これら公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大が見込まれています。

3 防災・減災対策

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくり、特に、14mを超えると予測される大津波に対する防災・減災対策は、本市における新たな、そして緊急を要する課題であり、地域防災計画に基づいた取組が急務となっています。

基本構想一部修正及び次期基本計画の前倒し

このようななかで、「鎌倉」に住むこと、訪れることの素晴らしさを、市民はもとより、世界中の方々に再確認してもらえよう、もう一度、基本構想における将来都市像の実現に向けたまちづくりを力強く進めていかなければなりません。

そのためには、今こそ、危機的状況にある、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、鎌倉が誇る資源を活かしながら、新しい魅力を創造し続けることが重要です。

そこで、今回、基本構想を一部修正するとともに、平成 27（2015）年度までを計画期間とする第 2 期基本計画を平成 25（2013）年度までで終了させ、平成 26（2014）年度からを計画期間とする次期基本計画を前倒しして策定することとしました。

計画の構成と期間

【計画の性格】

この計画の名称は、「第 3 次鎌倉市総合計画」です。この計画は、基本構想・基本計画・実施計画の 3 層構造とし、本市の将来都市像とそれを実現するための施策の基本的な考え方を定めるものです。行政は、市民との役割分担と協働のもと、計画の推進に努めていきます。

【計画の構成と期間】

1 基本構想

市民憲章の基本理念を継承し、環境と調和した豊かな市民生活を実現するため、市民と行政が協働して描いた将来都市像とまちづくりの基本理念、将来目標、基礎的な指標及び基本構想実現に向けた基本方針を定めたものです。

平成 8（1996）年度から 37（2025）年度までの 30 年間を、基本構想の期間としていますが、平成 24（2012）年 3 月の将来人口推計の時点修正など、現行基本構想の趣旨を変えない範囲で、定め直しています。

2 第 3 期基本計画

基本構想に示されている考え方及び将来目標を実現するための政策・施策体系と手段を具体的に示した中期的な計画です。基本計画の前提となる基礎条件、計画の推進に向けた考え方、施策体系、6 つの将来目標に沿った政策分野ごとの施策の方針、から構成されています。

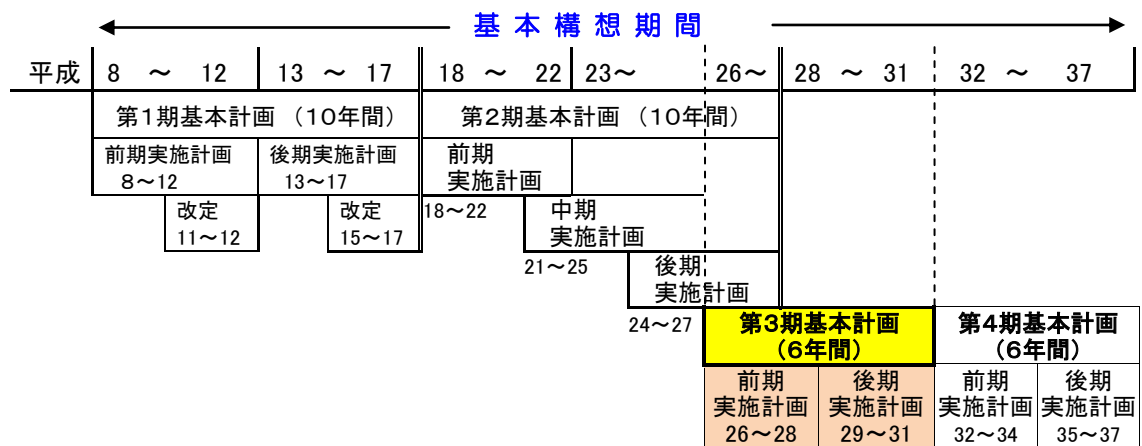
計画期間は、平成 26（2014）年度から 31（2019）年度までの 6 年間とします。

3 実施計画

基本計画で示される「目標とすべきまちの姿」や「主な取組」を、計画的・効果的に実施していくため必要とされる具体的な事業の概要を明らかにすることで、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針となる短期計画として定めたものです。

前期実施計画の期間は平成 26（2014）年度から 28（2016）年度までの 3 年間とし、後期実施計画の期間は平成 29（2017）年度から 31（2019）年度までの 3 年間とします。

図1 計画の構成と期間



第1編 第3次鎌倉市総合計画 基本構想

第1章	基本理念	5
第2章	将来都市像と将来目標	6
第3章	基本構想の基礎的な指標	9
第4章	基本構想の実現に向けて	10

第1章 基本理念

わたしたちは、わたしたちのまち鎌倉のもつ資源を生かし、だれもがひとりの人間として尊重され、国際社会の一員としての自覚をもち、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、これまで市民の手でつくりあげてきた「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神を基調にしながら、21世紀の新たな時代を切りひらく、市民が主役のまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

1 市民自治の確立

まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします。

2 人間性豊かな地域づくり

すべての市民が、ともに生き、心のかよいあう、安心して暮らせる、人間性豊かな地域づくりを進めます。

3 環境共生都市の創造

人と自然が共生し、災害に強い安全なまちづくりをめざす環境共生都市を創造します。

第2章 将来都市像と将来目標

～古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち～

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史をもち、とくに鎌倉幕府が開かれて以来 800 有余年に及ぶ時代を経た、世界に誇る貴重な歴史的文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして歩んできました。

わたしたちは、これら先人が築いてきたかけがえのない資産を守り育て、後世に引き継ぐとともに、これからも鎌倉がふれあいにみちた、人が主役の、魅力あるまちになるよう、まちづくりを進めていかなくてはなりません。そして、わたしたち市民が鎌倉に住むことに喜びと誇りを感じるだけでなく、訪れる人も、来てよかった、住んでみたいと感じるまちにしたいと思います。

鎌倉のあるべき将来都市像は、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。

この将来都市像の実現に向け、6つの将来目標とその方向を定めます。

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

(1) 平和を希求するまちをめざします

平和を信条とした世界に誇れるまちをめざします。

(2) 人権を尊重し、だれもが社会参画できるまちをめざします

一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国籍・性・出身・障害などによる差別を受けることなく、男女共同参画の理念に基づく社会の実現をはじめ、だれもが社会のあらゆる分野に参画できるまちをめざします。

(3) 世界に開かれたまちをめざします

世界各都市との交流をとおして地域レベルでの国際理解を深め、市民主体の幅広い国際交流・協力活動を支援するとともに、国籍の違いを越えて、だれもがともに仲良く暮らせるまちをめざします。

2 歴史を継承し、文化を創造するまち

(1) 歴史環境を保全します

先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。

(2) 新たな文化を創造・発信します

鎌倉のもつ歴史や文化、さらには、豊かな人材を活かしながら、人の心を豊かにし、まちにゆとりとうるおいを与える文化を創造し、発信するまちをめざします。

3 都市環境を保全・創造するまち

(1) みどりの保全・創造・活用を図ります

市民・滞在者・事業者などの参加・協力のもと、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性を活かしながらうるおいとやすらぎのあるまちをめざします。

(2) 鎌倉らしい都市景観をつくりだします

地域の個性を尊重した都市景観を守り、育て、つくることにより、快適で、魅力的、鎌倉らしい都市空間の創造を進めます。

(3) 省資源・循環型社会をめざします

良好な生活環境の確保、美しい海岸、古都の風情の保全のため、市民・滞在者・事業者・行政が一体となって省資源・リサイクルを進め、循環型社会をめざします。また、省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進します。

4 健やかで心豊かに暮らせるまち

(1) 健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします

すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。

(2) 子育てしやすいまちをめざします

次代を担う子どもたちが健やかでのびのびと育ち、だれもが安心して子育てができるまちをめざします。

(3) 豊かな心をもった人間を育てます

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

(4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます

次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。

(5) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

(6) 気軽にスポーツを楽しめるまちにします

いつでも、どこでも、だれでも、それぞれの生活や環境、健康状態にあったスポーツやレクリエーションを楽しむことができる生涯スポーツを推進します。

5 安全で快適な生活が送れるまち

(1) 災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします

市民の生命と財産を、地震などの各種災害から守る防災に加え、被災時に、その被害を最小限に抑える減災の観点に立ち、災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします。また、犯罪のない明るい社会を築きます。

(2) 市街地の整備を進めます

魅力ある市街地整備を推進し、市民・事業者のまちづくりを支援していきます。

(3) 総合的な交通体系をつくりだします

安全で快適なまちをめざした交通環境をつくりだすとともに、交通安全対策を進めます。

(4) 安全な道路の整備を進めます

歩行者の立場に立った、安心して歩ける道路空間づくりを進めます。

(5) 快適な住環境をつくりだします

バランスある人口構成の回復をめざしながら、人や環境にやさしい住環境の保全と創造に努めます。

(6) 下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます

都市基盤施設としての下水道整備を進めるとともに、資源の有効利用をはじめ、浸水対策の推進、水辺環境の整備などを進め、人と自然にやさしいまちにします。

6 活力ある暮らしやすいまち

(1) 産業の振興により活力あるまちをめざします

農業・漁業従事者の生活安定と後継者の育成を図るため、都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。また、鎌倉の特色を活かした商工業の振興を図ります。

(2) 快適で魅力ある観光をめざします

市民と観光客がともに快適に過ごせる観光地として、魅力ある観光資源の創出と観光を通じての地域の活性化を図ります。

(3) 勤労者の福祉を充実します

勤労者の生活と福利厚生向上を図るため、勤労者福祉の充実に努めます。

(4) 消費者として暮らしやすいまちをめざします

市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者が安心して生活ができるまちをめざします。

第3章 基本構想の基礎的な指標

1 人口

(1) 鎌倉市の人口は、平成 14 (2002) 年以降、増加傾向で推移してきましたが、推計では、平成 26 (2014) 年をピークに減少傾向に転じ、目標年次の平成 37 (2025) 年には、17 万人を下回るものと予測しています。また、年少人口・生産年齢人口の減少や高齢者の増加による少子高齢社会がさらに進展する見込みとなっています。

こうした人口の変化は、市税収入の減少や扶助費の増加につながることから、人口の年齢構成バランスに配慮し、急激な減少を防ぐ人口誘導を図ります。

(2) 鎌倉に住み、働き、学び、また、鎌倉を訪れ、愛し、想うすべての人を「まちづくり人口」としてとらえ、地域の活性化に向けて将来にわたりその確保に努めます。

2 土地利用

(1) 鎌倉の資産である豊かな自然環境と歴史的遺産の保全・活用を基調に、国土利用計画法や都市計画法などに基づく計画を策定しながら、地域・地区の特性を踏まえた総合的かつ計画的な土地利用を図り、安全で快適な生活環境の維持・形成に努めます。

(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定以来の経過を踏まえ、保全・買上げ・税制などについて、国・県に積極的に働きかけ、立法の趣旨が十分に活かされるよう努めます。

(3) 計画の基礎となる公有地の計画的な確保に努めます。

3 環境

市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承するため、すべての市民が積極的に取り組み、健全な生態系を保持することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築します。

第4章 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて、次の事項を基本方針とします。

1 市民力・地域力

「自分たちのことは自分たちで決める。そして、その責任は自分たちで負う」という自治の原点に立ち、市民や地域が共に考え、創造し、行動するまちをめざします。

そのため、まちづくりの原動力である市民力・地域力がより一層発揮でき、従来からの課題に加え、災害をはじめとした新たな課題の解決が図れる仕組みづくりを積極的に進めます。

(1) 市民参画・協働

まちづくりには、まちの主人公である市民の自主的で主体的な参画・協働が不可欠です。市民と行政が目標を共有し、市民の力がまちづくりに発揮されるよう、市政への参画や市との協働を積極的に支援します。それにあたっては、個人情報保護をしながら、市の行財政の資料や情報を積極的に公開し、提供します。

(2) 地域コミュニティの充実

地域の課題を地域の力で解決するために、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。地域・地区の個性を尊重したコミュニティの取組を積極的に支援します。

2 地方分権の推進

地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという地方分権の理念に基づき、市民・市議会と一体になって、地方公共団体としての主体性と自治権の確立に努めます。

3 広域的な協力体制

生活圏や交通圏の拡大に伴い、広域的な役割分担と相互協力が重要となっています。

このため、国や県、近隣の地方公共団体はもとより、関係団体・民間企業などと幅広く連携し、関連計画との整合・補完を図りながら、適切な対応に努めます。

4 持続可能な都市経営

少子高齢社会のより一層の進行や厳しさを増す財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は、かつてないほど急激に変化し続けています。多様化・複雑化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、長期的視点に立った総合的かつ計画的な行財政運営に加え、状況の変化に対応できる柔軟な行財政運営が必要となります。

そのため、歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。

第2編 第3期基本計画の概要

第1章	基礎条件・・・・・・・・・・	13
第2章	計画の推進に向けた考え方・・・・・・	19
第3章	第3期基本計画の施策体系・・・・・・	30

◆ 第1章 基礎条件

1. 人口

<現状と課題>

本市の人口は昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて大きく増加した後に、昭和 62 (1987) 年 9 月の 176,489 人をピークに減少傾向を続け、一時は 16 万人台となっていました。平成 14 (2002) 年からは再び増加に転じ、平成 24 (2012) 年 10 月 1 日現在で 174,162 人と 17 万人台を回復しています。

しかし、平成 24 (2012) 年 3 月に公表した「鎌倉市将来人口推計調査」によれば、本市の将来人口は、平成 26 (2014) 年の 174,301 人をピークに減少し、平成 31 (2019) 年には 172,708 人となり、平成 44 (2032) 年には 160,570 人にまで減少することが予想されています。

平成 24 (2012) 年と平成 31 (2019) 年の人口を対比すると、0～14 歳の年少人口は 1,007 人減少し 20,008 人 (11.6%) に、15～64 歳の生産年齢人口は 4,749 人減少し 99,602 人 (57.7%) になることが推計されています。一方で、65 歳以上の老年人口は 4,278 人増加し 53,098 人 (30.7%) になり、少子高齢社会がより一層進行することが予測されます。(表 1 「本市の総人口及び年齢 3 階層別人口」参照)

また、世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが、1 世帯あたりの人数の減少の傾向が見られ、家族類型別にみると、特に高齢者の「単独世帯」が増加する反面、「夫婦と子からなる世帯」が減少することが予測されています。

年齢構成バランスが崩れ、地域のさまざまな活動を支える人口が減少すると、健全なコミュニティが損なわれるとともに、地域活力の低下や税収の減少などが生じます。そのため、人口と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります。

また、定住人口以外の人口構成要素として、本市へは年間約 1,800 万人の観光客 (平成 23 (2011) 年観光課調べ) の来訪があります。また、1 日約 42,000 人の就業者・通学者 (平成 22 (2010) 年国勢調査) の流入があり、本市の活力とにぎわいを支えています。観光客がまちのにぎわいに寄与している一方、それに伴う交通渋滞といった影響もあり、市政運営を行うにあたっての課題となっています。

表 2 本市の総人口及び年齢 3 階層別人口 (「鎌倉市将来人口推計調査」 (平成 24 (2012) 年 3 月) より)

(単位: 人)									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減
総数	174,186	174,300	174,301	174,198	173,980	173,655	173,232	172,708	-1,478
0～14歳	21,015	21,059	21,089	20,997	20,736	20,538	20,309	20,008	-1,007
	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	11.9%	11.8%	11.7%	11.6%	-0.5%
15～64歳	104,351	102,959	101,661	100,665	100,183	99,811	99,638	99,602	-4,749
	59.9%	59.1%	58.3%	57.8%	57.6%	57.5%	57.5%	57.7%	-2.2%
65歳以上	48,820	50,283	51,551	52,537	53,061	53,306	53,285	53,098	4,278
	28.0%	28.8%	29.6%	30.2%	30.5%	30.7%	30.8%	30.7%	2.7%

※ 1 各年齢層における割合は構成比率を示し、端数計算の関係上、合計が 100%にならない場合があります。

※ 2 各年 1 月 1 日現在

＜基本方針＞

- 本市の人口は減少傾向で推移していくことが見込まれていますが、将来に向け地域の特性を活かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、少子高齢社会の進行への対応準備を行いつつ、年齢構成バランスに配慮し、総人口の緩やかな減少にとどめます。
- 環境を保全しつつ魅力ある居住環境の整備、子どもを安心して生み、健やかに育てられる子育てのしやすい環境づくりなどにより、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざします。
- 本市を訪れる観光客や、本市で活動する就業者・通学者などの人たちについても、まちに活力とにぎわいをもたらすよう本市からの情報発信を図るとともに、連携・協力をめざします。
- 厳しい財政状況のなか、高齢社会に対応するため、高齢者の方々の自立促進を図る施策の推進や、地域のなかで助け合う共助の促進を進めます。

2. 土地利用

＜現状と課題＞

約 3,953 ヘクタールの市域のうち約 2,569 ヘクタールが市街化区域、約 1,384 ヘクタールが市街化調整区域となっています。また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）による指定区域（歴史的風土保存区域）が約 989 ヘクタール（このうち歴史的風土特別保存地区が約 573.6 ヘクタール）、加えて、首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）による指定区域（近郊緑地保全区域）が約 294 ヘクタール（このうち近郊緑地特別保全地区が約 131 ヘクタール）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）による特別緑地保全地区が 10 箇所、約 48.8 ヘクタールあり、市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。この区域の多くは緑地で市街地を分節化する都市構造となっており、古都としてのまちのたたずまいを醸し出す重要な要素となっています。

具体的な土地利用として、住宅系用地は河川周辺や海浜部に向けて広がりを見せる平坦地域と、谷戸地形を利用した古くから住宅が建ち並ぶ地域、丘陵を宅地開発することによって作り出された地域等で市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。

そのほか、観光の拠点となる地域、農業、漁業、工業、商業のそれぞれの特性により土地利用されてきた地域等で構成されています。

市民の日常生活や生産活動の重要な基盤である市域は、将来の世代へ継承する貴重な資源です。地域の歴史的・自然的な特性を十分に活かすとともに、周辺景観との調和や活力あるまちづくりを進めるため、規制と誘導のもとに総合的かつ均衡のとれた土地利用を行っていく必要があります。

＜基本方針＞

- 本市の最大の特徴である歴史的遺産や文化資源とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を活かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。
- 鎌倉らしさを継承する地域や、都市基盤を強化する地域、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域の個性を引き出す土地利用を図ります。特に、鎌倉地域周辺は、現存する歴史・自然環境を保全し、歴史的遺産をさらに活用するとともに、古都保存法制定の経緯を踏まえた上で、周辺への景観や環境と一体となったまちづくりを進めます。
- 鎌倉駅・大船駅周辺は、地域の特性を活かした都市拠点として整備していきます。
- 深沢地域国鉄跡地周辺における土地利用は、都市基盤の強化や、多様な機能の導入により、新しい都市拠点として整備していきます。
- 腰越駅周辺や玉縄地域は、計画的に土地利用を進めるための方針を明らかにし、海浜部は鎌倉らしさを回復し、その魅力を高めていきます。

○ 東日本大震災を踏まえ、津波対策、避難対策などを考慮し、災害に強い安全・安心なまちの実現を図ります。

○ 利用区分ごとの方針

新たな土地利用の誘導も含め、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現します。また、良好な市街地環境が形成されるよう、必要な市街地整備を図り、特に基盤未整備地区においては、市民生活の向上をめざした整備を行います。

(1) 住宅系土地

住宅都市としての鎌倉の特性を継承し、さらに磨きをかけるため、住宅系土地利用の維持、良好な住環境の保全・創造に重点を置きます。

(2) 商業・工業系土地

市民へのサービスの提供、都市としての性格や税収のバランスの維持、新たな職住近接の実現を図るため、商業や工業系土地利用の維持を図るとともに、適切な土地利用への誘導を図ります。また、観光都市としての性格も考慮し、観光施設や文化施設等、鎌倉を楽しむための土地利用を誘導します。

(3) 農地

関谷・城廻地区に広がる農地と市内各所に点在する農地について、都市農業として地域に即した農業の振興を図るため、限りある優良農地を確保するとともに、高齢化や担い手不足により遊休化する農地の解消対策に努めます。また、鎌倉市の都市環境形成上の貴重な緑地空間としても位置づけ、保全を図ります。

(4) 緑地

鎌倉地域を囲む緑地やその他のまとまった規模の緑地（主に市街化調整区域）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、古都保存法、首都圏近郊緑地保全法等の法規制により担保された緑地、市街化区域内の大規模緑地、その他の市街化区域内の一団の緑地については、都市緑地法に基づき策定した「鎌倉市緑の基本計画」に基づいて、保全・活用を図り、適正な管理や支援に努めます。

(5) 海岸・河川

海岸については、市民の安全で快適なレクリエーションの場や沿岸漁業推進の基盤としての位置づけにも留意して保全を図ります。河川については、治水を基本とし、それぞれの河川の持つ特性を活かしながら市民の親しめる水辺空間として、景観の保全や浄化の推進など系統的な整備を図ります。

(6) 道路

道路は、都市の骨格を形成する施設であり、単に交通の利便を目的とするだけでなく、都市空間及び防災空間としての多面的機能を併せ持つことから、市民が安全で快適な生活を送れるよう整備を図ります。

3. 環境

＜現状と課題＞

歴史的遺産とこれらを取りまく自然的環境は、鎌倉の個性であり資源です。

昭和35（1960）年頃からの急激な宅地造成から自然環境を守るために、鎌倉の文化人や多くの市民の力が集結した日本初のナショナルトラスト運動は、古都保存法制定の契機となりました。その後、平成8（1996）年には全国に先がけて「鎌倉市緑の基本計画」を策定するなど、さまざまな緑の保全施策を推進し、平成16（2004）年までには、長年の懸案であった三大緑地（広町・台峯・常盤山）の保全への道筋をつけ、市民との連携により維持管理に努めるなど、緑地保全に積極的に取り組んできました。

このように、本市では、市民が環境保全のために自発的に行動してきたという長い伝統が培われており、市内には環境保全活動に取り組む団体が数多く存在し、自ら行動する鎌倉の良き伝統が受け継がれています。

また、景観形成に関する意識も高く、古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした都市景観形成に関する施策が積極的に行われています。

本市では、ごみの減量・資源化を推進するため、平成2（1990）年度から「ごみダイエット運動」を展開し、平成8（1996）年11月には、「ごみ半減都市宣言」を行いました。

平成9（1997）年度からは、家庭からの廃棄物の5分別収集（燃やすごみ、燃えないごみ、資源物、危険・有害ごみ、粗大ごみ）を開始し、その後も資源物は、飲食用カン・ビン、新聞などの紙類、衣類の分別から始まり、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、廃食用油までに拡大するなど、さまざまな分別収集・資源化を他市に先がけて取り組み、市民の方々の理解と協力のもと、積極的に資源の再生利用を進めてきました。その結果、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16（2004）年度から5年連続で、資源化率日本一（人口10万人以上の都市）を達成するなど、具体的な成果として表れています。

今後も、事業所、家庭等において、各々が廃棄物の排出を少なくするよう工夫することで、まず廃棄物の発生自体を抑制し、さらに再使用、再生利用を促進することで、循環型社会の構築を進めていかなければなりません。

本市は、国際観光都市として栄え、現在では全国・世界各地から年間延べ1,800万人前後の観光客が訪れ、まちのにぎわいを与えています。その反面、来訪者が増加することで、交通渋滞による大気汚染や騒音の増加、ごみのポイ捨てなどによる美化の問題などのさまざまな環境問題に対する施策を講じています。

こうした先駆的な取組により守られてきた、本市の豊かな環境を次世代に継承していくためにも、緑やごみなどの問題を自らの課題として受けとめ、さらに環境への負荷を軽減するためにライフスタイルを見直すなど、身近な環境問題に積極的かつ継続的に取り組むことが市民一人ひとりに求められています。

さらに、東日本大震災を受け、エネルギーに対する考え方の根本からの見直しが求められています。

＜基本方針＞

- 人と自然・歴史的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けて、環境基本計画等に基づいて総合的・計画的に環境行政を推進していきます。
- 国際的視野を持って、日常生活や事業活動から地球環境の保全を進めます。
- 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。
- 歴史的文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い歴史的文化的環境を確保します。
- 地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、緑地、水辺地等を計画に沿って保全することにより、うるおいとやすらぎのある良好な都市環境を創造します。
- 野生動植物の生息や生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、人と自然の豊かなふれあいを確保します。
- 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。
- 地域の環境への関心が高まり、自発的な環境保全活動につながるよう、さまざまな施策に取り組めます。
- 世界規模で進行する地球温暖化や東日本大震災を受けたエネルギー政策の転換を見据え、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入を促進します。
- 放射性物質について、情報の収集と提供に努め、適切に対応します。

◆ 第2章 計画の推進に向けた考え方

長引く景気の低迷や少子高齢・人口減少社会の進行など、地方公共団体を取りまく社会経済状況は、厳しさを増しています。

本市ではこれまでも、行財政改革に関するプランを基軸に、職員数適正化の推進、給与の見直しによる経費の削減や収入確保策など、健全な行財政運営に向けた取組を進めてきました。

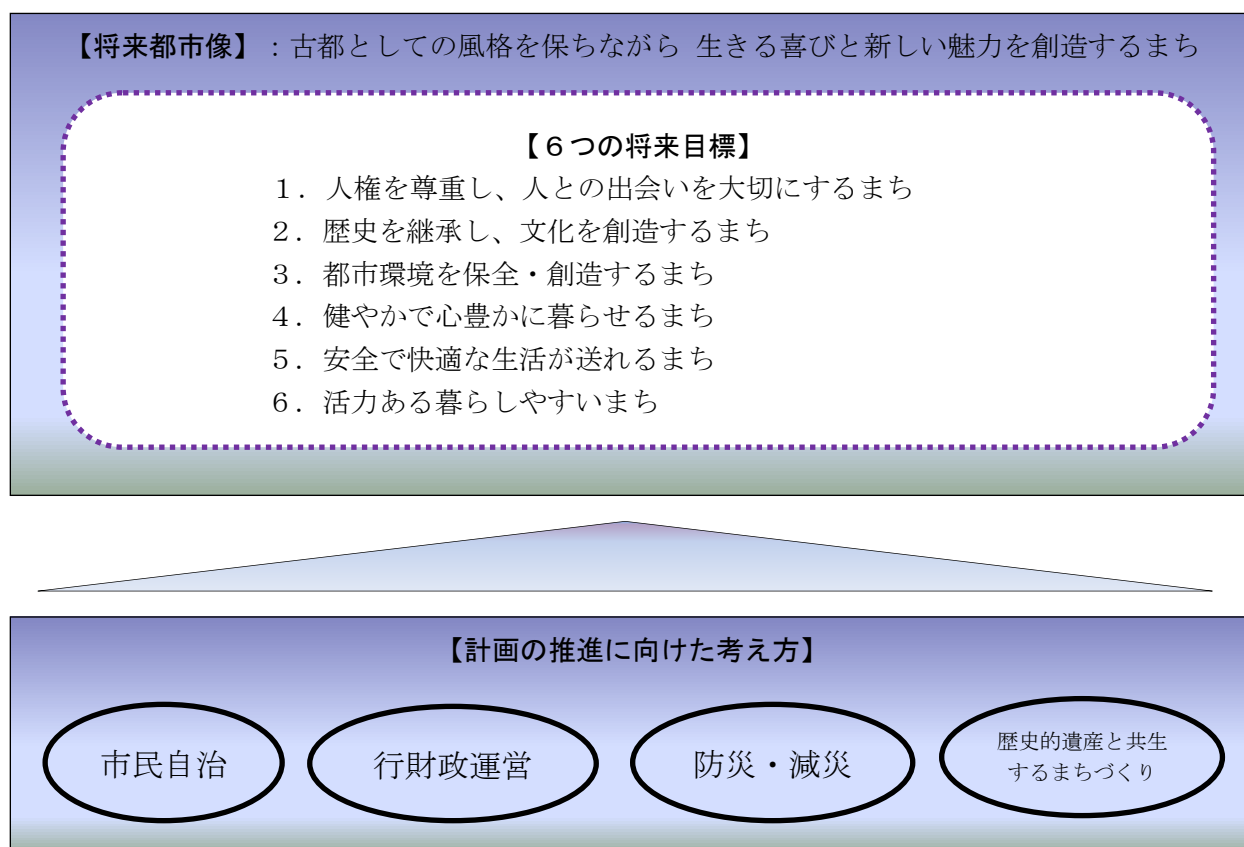
しかしながら、今後、東日本大震災を踏まえた防災、減災対策や公共施設の老朽化対策への対応に迫られ、本市の行財政運営は、危機的な状況を迎えています。

このため、これまでの行財政運営のあり方を改め、新たな課題に柔軟に対応できる持続可能な行財政運営に転換することが喫緊の課題となっています。メリハリのある、効率的な行財政運営を行っていくことはもちろんのこと、市民力・地域力を活かした市民自治の考え方を大胆に取り入れた持続可能な都市経営を進めていくことが必要となります。

そこで、本章では「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」を、6つの将来目標を支えるための基本となる「計画の推進に向けた考え方」として位置づけました。

また、「歴史的遺産と共生するまちづくり」についても、鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り、発信するとともに、それらと共生するまちづくりを進めていく必要があることから、「計画の推進に向けた考え方」として位置づけることとしました。

図2 計画の推進に向けた考え方イメージ



1. 市民自治

＜現状と課題＞

本市は昭和 48（1973）年に、市民の参加と連帯でつくる市民自治をめざし、鎌倉市民憲章を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。

また、第3次鎌倉市総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします」と掲げています。また、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を活かした取組がこれまでも活発に行われており、地域の課題解決に向けた新たな取組も始まっています。今後、こうした取組の更なる発展が期待されます。地方自治の確立においても、市民自治のより一層の推進が求められています。

また、東日本大震災を受け、災害時や緊急時における、地域内の相互協力による活動や連帯意識の重要性が再確認されました。

その一方で、本市においても、核家族化や少子高齢社会の進展、ライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティが薄れつつあります。その中で家庭・地域における人間的なつながりや心豊かな生活をともに送る場としての地域コミュニティの重要性が高まっており、学校区単位など、日常生活に密着した身近な地域コミュニティが求められています。

だれもが身近な地域で気軽にできるコミュニティ活動の場や活動に参加しやすい環境整備などの仕組みづくりが必要とされています。また、地域の核となる人材の育成と、地域活動を担う人材の研修の充実が必要とされています。

市民が市政に参画し、行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政などに関する情報がわかりやすく、的確に提供される必要があります。

また、広聴活動への参加者は高齢者が多い傾向にあり、特に若い世代を始めとした、幅広い市民の声を受け止めていくことが求められています。

さらに、最近では情報技術の発達や、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及に伴い、行政による情報提供の手段が多様化しており、これらのサービスの広報・広聴活動における有用性の研究も課題となってきました。

市民協働を担う、NPOなどの団体の構成員も高齢化しています。市民との協働を継続して進めていくためにも若者のまちづくりへの参画意識を高め、まちづくりに参画できる機会を増やしていくことが必要になっています。

また、少子高齢社会が進行する中で、高齢者や障害者の見守り、障害のある児童を含めた子育て支援を地域でいかに担っていくかが課題となっています。

地域活動を活性化するために、自治町内会、ボランティア団体、当事者団体、事業者、NPOなどの団体、行政などとの連携を強化するとともに、情報の共有化を進めることが必要とされています。

＜計画の推進に向けた考え方＞

1 市民自治の確立に向けた意識の醸成

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、関連施策に取り組む中で市民意識の醸成を図ります。

2 地域コミュニティの活性化

- (1) 地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの範囲や将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を推進します。
- (2) 地域コミュニティの特徴や課題を踏まえた、きめ細かな行政サービスのあり方について検討します。
- (3) 地域コミュニティを形成する団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、だれもが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。
- (4) 活動を担うリーダーの育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。

3 市民参画のための広報・広聴

- (1) 見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、さまざまな媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、だれにでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。
- (2) さまざまな方法と場を通して、きめ細かく市民の意見を聴き取るとともに、行政情報をわかりやすく提供して、政策形成や評価の過程への市民参画を図り、市民との合意形成を重んじます。
- (3) 一方的な情報提供だけでなく、若者を中心とした広聴活動の充実や市民の意見・要望等の公表を積極的に進めていくとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた、さまざまな手法を活用した広報・広聴活動に努めます。

4 協働によるまちづくり

- (1) 施策の展開や事業実施にあたっては、市民ニーズに応じたきめ細かな質の高い行政サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築をめざして、市民・事業者・NPO・教育機関なども含めて協働の推進を図ります。
- (2) 市民と行政との協働によるまちづくりにより、きめ細かく市民ニーズに対応することをめざします。

5 地域福祉の推進

- (1) 地域住民が中心となって、地域の生活課題を受け止め、解決するための見守り支え合う地域づくりを支援します。
- (2) 地域の福祉資源の有効活用を図る観点からも異世代間交流等を積極的に進めるとともに、子どものときから福祉について学習し、ふれあいができる環境づくりに努めます。
- (3) 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位のサービスが受けられる仕組みづくりを支援します。

2. 行財政運営

<現状と課題>

本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、平成 11（1999）年度からの「鎌倉行財政プラン」、平成 18（2006）年度からの「鎌倉行政経営戦略プラン」に続き、平成 23（2011）年度から 27（2015）年度までを計画期間とする「新鎌倉行政経営戦略プラン（以下「新プラン」という。）」を策定し、職員数適正化の推進や職員給与の見直しによる経費の削減、市税徴収率の向上策やネーミングライツの導入等による収入確保の取組など、積極的な行財政改革を推進してきました。

しかしながら、行財政運営の前提となる本市の財政状況は、歳入の根幹を成す市税収入の大きな増加が見込めないこと、扶助費などの毎年経常的に支出される義務的経費が増加傾向にあることなどから、財政の硬直化が進んでいます。

こうした中で、平成 24（2012）年度にスタートした第 2 期基本計画後期実施計画では、これまで実施してきた継続事業に新たな事業が加わったことにより、計画規模が拡大し、大きな財源不足（4 年間で 107 億円の不足）が生じる結果となり、さらに、東日本大震災を踏まえた防災・減災対策や公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大など、新たな、そして緊急を要する課題への取組が求められています。

第 2 期基本計画後期実施計画事業の確実な実現に向けては、新プランの取組の実施に加え、事業の繰延べや事業内容の見直しを行うとともに、平成 24（2012）年 8 月からは、職員給与の暫定削減を実施し、財源確保に努めてきましたが、こうした取組にも限界があり、新たな課題に対応した持続可能な都市経営を行うことが困難になってきています。

また、国による地方分権の取組は着実に進められ、事務や権限、税財源の移譲が進み、地方が決定すべきことは、地方が自ら決定するという地方自治本来の姿に向かって改革が進んでいます。権限や裁量の拡大は、「真の地方自治の確立」に結び付く一方、それぞれの地方公共団体の都市経営における責任の範囲が広がることにもつながります。

「最小の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の基本原則に立ち返り、行政の効率化をこれまで以上に高めるとともに、事業の担い手の再検討や受益と負担の明確化、従来型の「あれもこれも」から「あれかこれか」といった選択と集中を基本に、真に市民に必要な行政サービスを市民・行政自らの責任で自主的に選択するとともに、歳入確保のための取組もこれまで以上に進めていかなければなりません。

今こそ、危機的状況にある、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、鎌倉が誇る資源を活かしながら、新しい魅力を創造し続けるため、新たな視点からの対応が求められています。

＜計画の推進に向けた考え方＞

1 事業の選択と集中

新たな課題に対処し、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底します。

2 公共施設マネジメントの推進

今後の公共建築物のあり方（維持・管理・更新）を示した「鎌倉市公共施設再編計画基本方針（平成 25（2013）年 4 月策定）」に即し、施設の適切な規模やあり方を見直し、適正な公共建築物の再編を推進します。また、インフラの維持管理についても、将来のあり方について検討し、公共建築物とともに、次の世代に過大な負担を残さない公共施設のマネジメントを着実に推進します。

3 新たな事業手法を積極的に導入した歳出削減

地域との協働や事業委託、民間活力の活用などの効率的・効果的な事業手法を積極的に導入し、創意工夫を図る中で歳出削減を図ります。

4 徹底した行政の効率化による歳出抑制

- （１）従来からの成果を重視した目標管理による戦略的な行政経営を進めるとともに、行政評価や人事評価などの経営手法を効果的に活用し、効率良く行政目標の達成に努めます。
- （２）政策形成過程において、市民ニーズを的確に把握し、目標達成のための手段の最適化と適時な事業の見直しを図ります。
- （３）業務プロセスの見直しと業務に応じた職員数の適正化を図るとともに、職員の意識改革と資質の向上に努めます。
- （４）縦割の業務の進め方から脱却し、組織横断的に行政課題を解決していきます。

5 歳入確保策の強化

これまで取り組んできた市税徴収率の向上策等に加えて、本市の魅力やブランド力を活かした歳入確保策をさまざまな視点から研究します。また、市内産業を育成・発展させることにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図り、市税収入の確保に努めます。さらに、国と地方の税財源の適正化に向けた働きかけについても継続して行います。

6 さまざまな主体による都市経営

- （１）個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざすため、福祉、教育、まちづくりなどで、市民や地域の視点に立った、自立性のある総合的で質の高い行政サービスを推進します。
- （２）地方分権の基本理念に則り、市民と地域の視点での政策形成の創意工夫を発揮し、課題解決のできる組織体制の整備を行います。
- （３）行うべき業務の役割分担について、行政・市民・事業者・NPO 等などの担い手を明らかにします。

7 広域行政の推進・関係諸機関との連携

- （１）交通・環境・市街地整備・施設利用など、さまざまな分野の共通課題において、県や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。
- （２）地震などの災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。

3. 防災・減災

<現状と課題>

市民の生命や財産を守ることはもちろんのこと、中世由来の都市としての背景と基盤を持つ本市においては、多くの歴史文化資源や豊かな歴史文化的環境を、いかに災害から守るかということが、大きな課題となっています。また、風光明媚な海岸線を有する観光地として、年間を通じて多くの観光客が訪れることから、帰宅困難者対策など災害時の対応が課題となっています。

東日本大震災を受け、国・県による地震被害想定や津波浸水予測が進められていますが、沿岸部に位置する本市では、津波被害などの深刻な被害が想定されています。

こうした災害に備え、災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるとしても、災害時の被害を最小化する「減災」という考え方から、災害に強いしなやかなまちづくりを進める必要があります。

災害に強いしなやかなまちづくりに向けて、主に次のような課題があります。

- ・ 少子高齢社会の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化など、地域社会における災害脆弱性の拡大と深刻化が懸念されています。
- ・ 大規模災害においては、防災施設整備などのハード面からの防災対応に限界があるため、徹底した防災教育等のソフト面を充実し、市民力・地域力による取組をより一層高めていくことが必要です。
- ・ 大規模災害の発生時においては、さまざまな環境や状況のもとにある市民や市職員等に対して、適時、的確な情報を迅速かつ確実に伝えることがきわめて重要です。
- ・ 広域で甚大な災害が発生した場合には、災害応急対策全般にわたる広域応援が求められます。
- ・ 災害時には、性別、年齢、障害の有無などの個別事情や、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮が必要となっており、こうしたニーズの違いを踏まえた被災者支援には、日頃から介護や子育てを担うことが多い女性の視点を重視する必要があります。
- ・ 大規模災害では、火災や水害・土砂災害などをはじめとする二次災害が引き起こされる可能性があり、施設の点検、応急措置、環境モニタリング等が必要となります。
- ・ 津波等により大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、その処理対策や被災建築物等の解体・撤去等が円滑に行えるよう、所有者等との緊急的な承諾処置、公費による解体・処理の是非などの検討が必要です。

- ・ 自助・共助を進めるためには、これらを支えたり促したりする仕組みが必要であり、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での備蓄、地震保険等への加入の促進など、自助を促すための取組や、自主防災組織、NGO、NPO、各種法人、ボランティアの支援などの、共助を促すための取組を進める必要があります。
- ・ 企業の能力や保有資源の活用、企業が担う社会的機能の維持などが求められるため、制度的な位置づけを検討することが必要となります。

＜計画の推進に向けた考え方＞

1 防災力の向上に向けた取組及び連携

(1) 防災の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対応の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えていきます。

(2) 各主体相互の協調

地域の防災力を向上させるためには、市民、企業、市、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。また、国や県の支援も重要です。

(3) 対策の総合的な展開

長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開していきます。

(4) 防災に関する諸対策の推進

防災に関する諸対策の推進にあたっては、市民、企業等の主体的な取組と最も密着した市の役割が大きいことから、本市は、これらの取組が円滑に進むよう、国及び県との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災性の向上に努めます。

(5) 地域の連携

災害発生時には、市民、地域の主体的な取組と本市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食糧、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害発生時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の災害時要援護者等の救助、避難所における自発的行動、自主防災組織、消防団、企業、ボランティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。

(6) 広域的な連携

消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要です。本市は、広域的な応援を受けることが必要と認められるときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）などの関係法令及び相互応援協定により、国、県、他市町村等に対して協力・支援を求めます。

(7) 関係機関との連携・調整

平常時では鎌倉市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、地域防災計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りながら、災害対策本部において市域における応急活動対策の調整を行います。

2 女性の視点を踏まえた取組

被災時における男女のニーズの違いに十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を意識した地域防災計画の推進に努めます。

3 鎌倉市業務継続計画（BCP）の運用

本市では、災害等が発生した際に、災害応急業務について全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備し、地震災害時における鎌倉市業務継続計画（BCP）の運用に努めます。

4. 歴史的遺産と共生するまちづくり

～世界遺産のあるまちをめざして～

<現状と課題>

鎌倉市は、豊かな緑に囲まれた多くの歴史的遺産と人の暮らしが共存するまちです。鎌倉の持つこうした魅力は、先人達のたゆまない努力により築きあげられ、長い歴史の中で見舞われた災害などを乗り越えてきました。市民の誇りであるこの魅力や個性は、世界的に価値ある人類共通の遺産として、大切に守るとともに、内外に向けて発信していく必要があります。

平成4年、「古都鎌倉の社寺ほか」が、国（文化庁）により、今後登録推薦していく物件を示す「暫定リスト」の中に記載され、ユネスコに提出されました。これをきっかけに、本市でも、貴重な歴史的遺産を、未永く、確実に保全していくことを重要な取組と位置付け、平成8年からの第3次鎌倉市総合計画第1期基本計画に「世界遺産一覧表への登載」を明記し、世界遺産登録をめざすこととしました。

その後、学術調査、構成資産の整備、推薦書原案の基礎資料作成など、世界遺産登録に向けた取組を、市民、事業者、学識経験者、関係機関との協力・連携の元に進める中で、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市（4区市）世界遺産登録推進委員会において、「武家の古都・鎌倉」としての推薦書原案を作成しました。

平成24年1月には、国からユネスコ世界遺産センターへ正式に推薦書が提出され、同年9月の現地調査やイコモス（国際記念物遺跡会議）専門家会議を経て、平成25年4月30日、イコモスから「武家の古都・鎌倉」に対する「不記載」の勧告が出されました。これを受け、世界遺産登録にともに取り組む4区市で協議を行い、再推薦への最善の道として、取下げの意向を国に伝え、同年6月、推薦書が取り下げられました。

イコモスの勧告では、「武家の古都・鎌倉」は、「現在の構成資産では、主張する価値のうち武家の精神的な側面は示されているが、防御的側面については部分的にのみ示されており、さらにその他の観点（都市計画、経済活動、人々の暮らし）についての証拠が欠けているという完全性の観点、及び比較検討の観点から、顕著な普遍的価値を証明できていない。¹」とされました。また、「資産に影響を与える要因」として、「都市的圧力（建築物、交通）及び様々な自然環境リスク（地震、津波、嵐、火災）が資産に対する主たる脅威である」と考える。もし観光客による来訪をコントロールすることができなければ、これもまた資産の保全に悪影響を及ぼす圧力となり得る。²」とされました。

これまでも、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保全・活用し、後世に伝えるとともに、その文化の保存・継承に努めていくことを都市の将来目標に位置付けてきました。今後は、さらに鎌倉の歴史や文化を身近に感じ、海や山などの自然を大切にする気持ちを育みながら、歴史的遺産の保全にとどまらず、市民が暮らしやすく、誇りに思えるまちづくりを進めます。

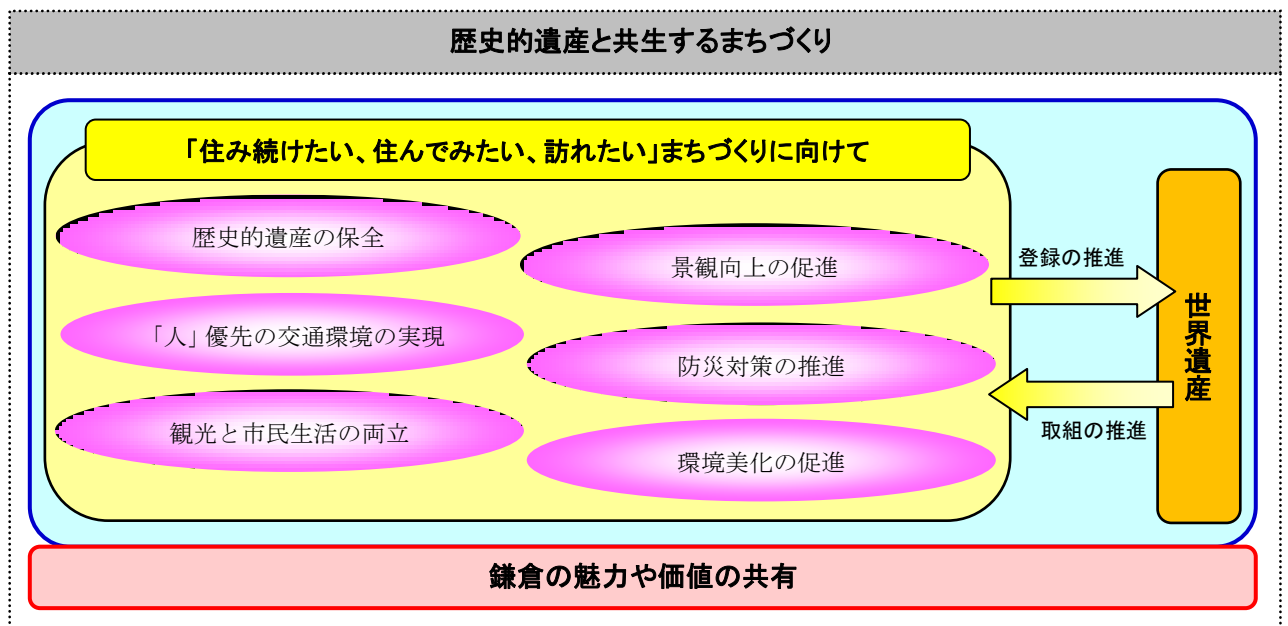
それにあたっては、世界遺産のあるまちをめざす視点もあわせ持ち、行政分野全般にわたって、

¹ 文化庁報道発表資料より

² 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会発表資料より

諸課題の解決に向けた取組を進めていく必要があります。

＜計画の推進に向けた考え方＞



1 鎌倉の魅力や価値の共有

鎌倉の歴史的遺産は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）や古都保存法などの各種法律を活用することにより守られてきました。今後は、これまでの取組に加え、市民・事業者・行政が一丸となって、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりに向けた取組を進めることが求められます。そのためには、まず、市内の小・中学校をはじめとする教育機関等との連携による学ぶ機会の充実のほか、幅広い世代へ多様な学習機会を提供することなどを通じて、市民が鎌倉の魅力や価値を共有することで、これらの遺産を確実に守り、後世に伝えることにつなげていきます。

2 「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」まちづくりに向けて

（1）歴史的遺産の保全

史跡の指定や保存管理、公有地化を進めるとともに、文化財の発掘調査や保存修理を進めることで、本市の貴重な歴史的遺産の保全に努めます。また、鎌倉のまちづくりの歴史や風致景観に配慮しつつ、多くの歴史的遺産をいかに災害から守るかという課題についても検討を進めます。

（2）景観向上の促進

古都保存法や景観法（平成 16 年法律第 110 号）などの法制度だけでなく、条例その他の様々な手法を活用して適正な規制誘導を行うことで、景観向上に努めます。

（3）「人」優先の交通環境の実現

パーク＆ライドなど、交通需要マネジメント施策を展開するとともに、公共交通機関への利用促進を図り、流入交通量の増加を抑え、快適な交通環境を確保します。併せて、関係機関等と連携を図りながら道路整備を進め、歩行空間の改善に向けた検討を進めます。

(4) 防災対策の推進

防潮堤、防潮扉などの海岸保全施設の整備に向けた取組や、津波避難路の整備など、市民・観光客等の安全対策を進めます。

(5) 観光と市民生活の両立

観光と市民生活の二面性を両立させ、歴史や文化を継承し、観光を通じたまちづくり、人づくりによって市民や観光客が豊かな生活・観光を享受できるように努めます。

(6) 環境美化の促進

散乱ごみ対策や路上喫煙対策など、まち美化の取組を進めます。

3 世界遺産登録の推進

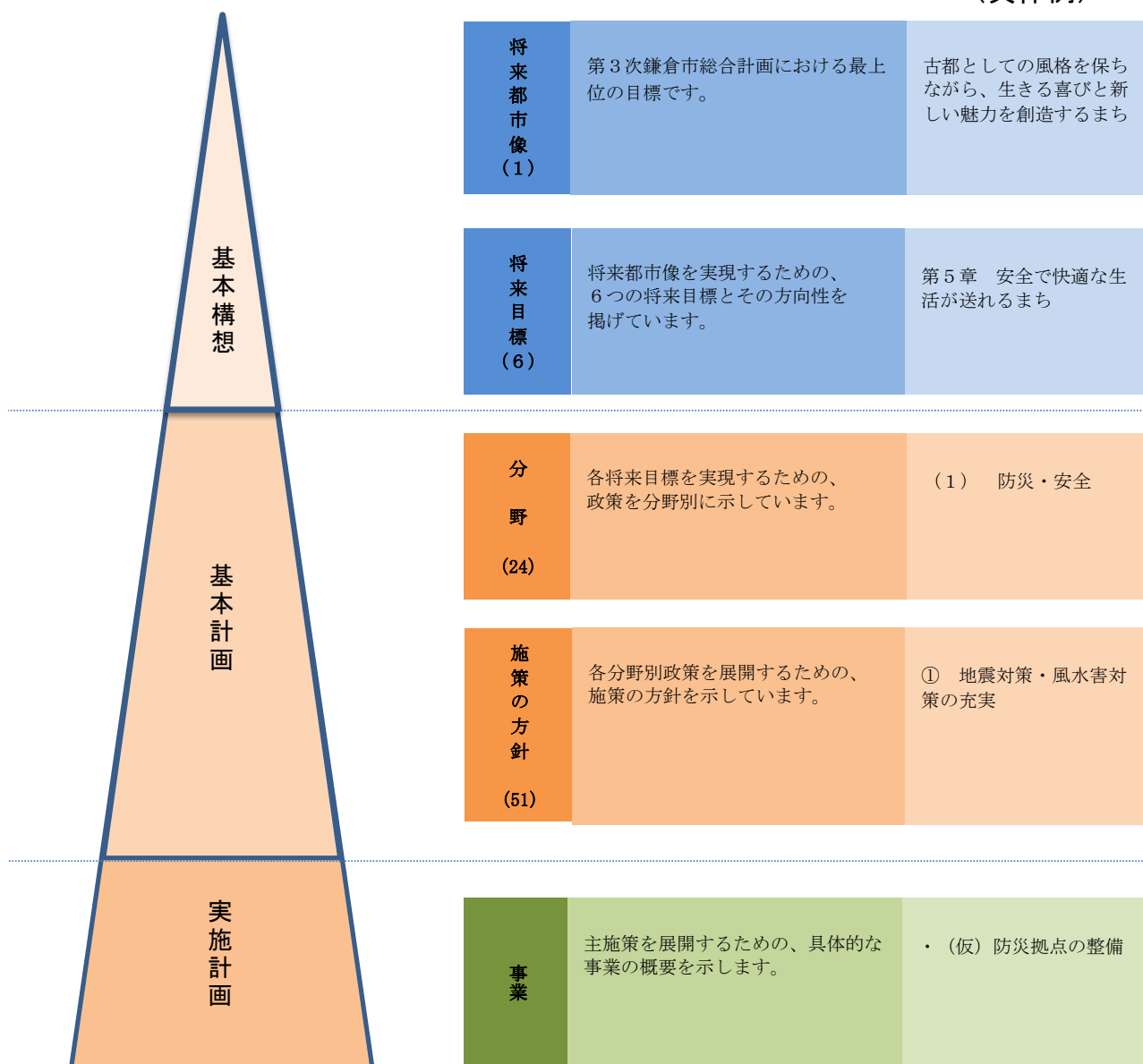
鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための具体的な取組の一つに世界遺産登録があります。世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、世界遺産登録に結びつくコンセプトの再検討を進めます。

◆ 第3章 第3期基本計画の施策体系

1. 体系の見方

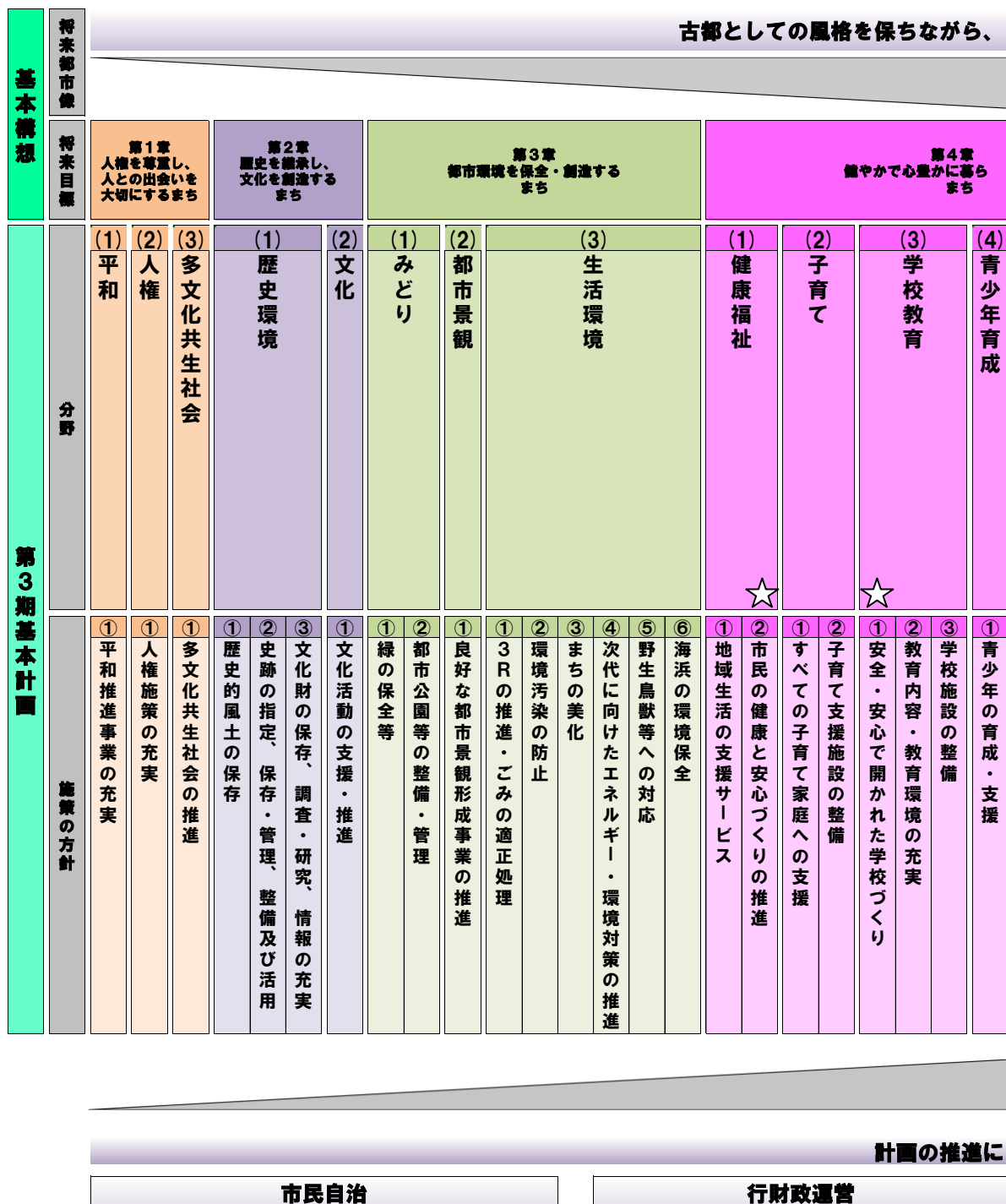
第3次鎌倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階から構成され、それぞれの中で将来都市像をはじめ、将来目標、分野、施策の方針などを示しています。それぞれの関係や意義などを体系的に示すと次のようになります。

(具体例)



2. 体系図

第3次鎌倉市総合計画



第3期基本計画 施策体系図

生きる喜びと新しい魅力を創造するまち

せる		第5章 安全で快適な生活が送れる まち						第6章 活力ある暮らしやすい まち																		
(5) 生涯学習	(6) スポーツ・レクリエーション	(1) 防災・安全	(2) 市街地整備	(3) 総合交通	(4) 道路整備	(5) 住宅・住環境	(6) 下水道・河川	(1) 産業振興	(2) 観光	(3) 勤労者福祉	(4) 消費者対策															
		☆☆☆	☆	☆	☆		☆☆		☆																	
① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用	② 学習環境の整備・充実	① 市民スポーツ・レクリエーションの推進	② スポーツ施設の整備	① 地震対策・風水害対策の充実	② 危機管理対策	③ 消防機能の整備・充実	④ 防犯活動の充実・強化	① 市街地整備の推進	② 道路・交通体系の検討	③ 交通安全意識の高揚	④ 駐輪対策の推進	① 道路・橋りょうの整備・維持管理	② 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進	③ 鎌倉らしい住まいづくり	④ 下水道の整備・管理	⑤ 水辺環境の整備・創出・管理	⑥ 下水道資源の有効利用	① 農業・漁業の振興	② 商工業振興の充実	③ 観光都市としての質の向上	④ 安全で快適な観光空間の整備	⑤ 地域が一体となった観光振興の推進	⑥ 雇用支援の充実	⑦ 働く環境の充実	⑧ 技能振興の充実	⑨ 消費者施策の推進

向けた考え方

防災・減災

歴史的遺産と共生するまちづくり

☆印・・・「安全な生活の基盤づくり」につながる目標と取組を記載している施策の方針について、表示をしています。

第3編 第3期基本計画 施策の方針

序章	施策の展開に向けて……………	35
第1章	人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち……	36
第2章	歴史を継承し、文化を創造するまち……………	44
第3章	都市環境を保全・創造するまち……………	54
第4章	健やかで心豊かに暮せるまち……………	74
第5章	安全で快適な生活が送れるまち……………	100
第6章	活力ある暮らしやすいまち……………	134

◆ 序章 施策の展開に向けて

第3編は、基本構想に示されている考え方及び6つの将来目標に沿った政策分野ごとの施策の方針を示しています。基本構想に連なる政策・施策体系や市の主な取組をわかりやすくお示しし、円滑に進行管理を行っていくため、24の政策分野と51の施策の方針に整理しました。

計画期間内に特に優先する取組について

本市が示す51の施策の方針は、基本構想の実現に向けて、全て必要な取組と位置づけています。しかしながら、全ての施策を等しく実施していくことは容易なことではありません。

そこで、これらの施策の方針の中でも、特にこの6年間の計画期間で集中的に経営資源を投入して優先する取組を設定しました。少子高齢社会への対応や地域経済の活性化など解決すべき課題が多くありますが、その中でも、東日本大震災の甚大な被害を経験した後に策定する総合計画として、市民の生命を守り、安全を確保することが、全てに優先する取組であるため、この計画期間内においては、防災・安全の分野を中心とした「安全な生活の基盤づくり」につながる取組を優先的に進めます。

その他の取組については、前編「第2章 計画の推進に向けた考え方」の「1. 市民自治」と「2. 行財政運営」に示した考え方に沿って実施に努め、今後の財政状況によっては、さらに取組内容の見直しや期間の変更などの厳しい選択が必要になることも想定されます。

「安全な生活の基盤づくり」につながる取組を具体的に実践するためには、何よりも、市民の自主的な取組が必要不可欠となります。

『自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。』

この考え方を基本軸として、市民一人ひとりの意識の醸成を図るとともに人づくりや地域づくりを進めることが、未来の鎌倉のまちを創るための礎石となり、次の計画にも引き継がれていきます。

【「安全な生活の基盤づくり」につながる目標と取組を記載している“施策の方針”】

将来目標	分 野	施策の方針
第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	②市民の健康と安心づくりの推進
	(3) 学校教育	①安全・安心で開かれた学校づくり
第5章 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	①地震対策・風水害対策の充実
		②危機管理対策
		③消防機能の整備・充実
	(2) 市街地整備	①市街地整備の推進
	(3) 総合交通	①道路・交通体系の検討
	(4) 道路整備	①道路・橋りょうの整備・維持管理
	(6) 下水道・河川	①下水道の整備・管理
		②水辺環境の整備・創出・管理
第6章 活力ある暮らしやすいまち	(2) 観光	②安全で快適な観光空間の整備

